

社外役員の独立性基準

当社取締役会が、当社における社外取締役（*1）及び社外監査役（*2）（以下、「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するためには、当該社外役員が、以下のいずれの基準にも該当しない者でなければならない。

*1 「社外取締役」とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

*2 「社外監査役」とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）を主要な取引先（顧客）とする者（*1）又はその業務執行者（*2）

*1. 「当社グループを主要な取引先（顧客）とする者」とは、過去3事業年度においてその者の年間連結売上高の2%以上の支払いを、当社グループから受けた者をいう。

*2. 「業務執行者」とは、業務執行取締役、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人をいう（以下、同じ。）。

2. 当社グループの主要な取引先（顧客）である者（*）又はその業務執行者

* 「当社グループの主要な取引先（顧客）である者」とは、過去3事業年度において当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社グループに行った者をいう。

3. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている（*）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当社財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）

* 「当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、過去3事業年度の平均で、役員報酬以外に個人である場合には、年間1,000万円を超え、当該専門家が所属する法人、団体等である場合には、当該団体の売上高又は総収入金額の2%又は1,000万円のいずれか高い額を超える金銭その他の財産を当社グループから得ていることをいう。

4. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が、他の会社の社外役員を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者

5. 当社グループが多額の寄付（*）を行っている先又はその出身者

* 「多額の寄付」とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円を超える寄付金をいう。

6. 次のいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等以内の親族

(1) 1から5に該当する者

(2) 当社グループの業務執行者

以上